

# 田原市総合教育大綱 田原市教育振興基本計画 (案)



みんな生き生き輝く瞳

平成28年2月  
田原市・田原市教育委員会

# I 策定に当たって

## 1 策定の趣旨

教育を取り巻く諸課題の顕在化、教育基本法の改正等を踏まえ、田原市では、平成22年3月に本市の教育行政推進の基本となる「田原市教育振興基本計画」を策定しました。

その後、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ること等を目的として、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が定めることなどが規定されました。

このような動きを踏まえ、田原市総合教育会議において、本市の教育、文化、スポーツ等の振興に関する施策の基本となる理念、目指す人づくり、重視する考え方などについてあらためて協議し、田原市教育振興基本計画を改定、総合教育大綱を策定するものです。

## 2 総合教育大綱・教育振興基本計画の位置付け

この総合教育大綱・教育振興基本計画は、本市の最上位計画である田原市総合計画に示す将来都市像を実現するための教育文化分野に関わる部門別計画です。

また、教育基本法第17条第2項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。

## 3 総合教育大綱と教育振興基本計画の関係

本市の教育振興基本計画を総合教育大綱として位置付けます。

#### 4 策定に当たっての考え方

- (1) 田原市総合計画のうち、教育文化分野に関する「施策の大綱」及び「主要プラン」を基に、その後の社会情勢の変化や教育に関連するいじめ・引きこもり、子育てといった視点を踏まえて策定します。
- (2) 本市のまちづくりの理念「みんなが幸福を実現できるまち」の下、総合教育大綱・教育振興基本計画には、本市の教育、文化、スポーツ等の振興に関する施策の基本となる理念、目指す人づくり、重視する考え方を明示し、本市における人づくりの「目指す姿」を明らかにします。
- (3) 田原市総合計画、総合教育大綱・教育振興基本計画に基づき、教育文化分野に関する個別計画を随時策定・改定していきます。

#### 5 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、田原市総合計画の改定に合わせ、随時見直しをします。



H27 総合教育会議

## Ⅱ 目指す姿

### 1 基本理念

#### 「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」

平成22年に策定した教育振興基本計画では、「ふるさと教育」を主眼に基本理念を「ふるさとに学び 人がつなぐ 田原の人づくり」と示しました。その後、田原市の自然や伝統文化の良さと地域の特色を活かし、様々な活動を展開してまいりました。策定から6年が経過し、情報通信技術の進歩や社会経済のグローバル化の進展等、本市をとりまく教育環境は大きく変化しています。そのような中で、子どもから大人まで、ふるさとに学び、自らを磨



おいしい焼き芋食べたよ

くことで、一人一人が心豊かな人間として、きらりと輝く幸せな人生を送ってもらおうとの願いを込めて、基本理念を修正することとしました。今後も「ふるさと教育」を継承しながら、この基本理念を基に、次のような「目指す人づくり」をすすめます。

### 2 目指す人づくり

- ① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます
- ② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます
- ③ スポーツや芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます
- ④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます
- ⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます

**① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます**

田原市の自然、歴史・伝統文化、人々とかかわり、地域の魅力や良さを理解し活かすことを通じて、郷土愛が生まれ、地域に誇りを持つことができるようになります。また、変化の激しい社会の中で、困難に立ち向かい、生き抜く力をつけることも大切です。ふるさと教育の中で、自己を確立し、目標を見つけ、たくましく生きる人づくりを目指します。

**② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます**

より豊かな社会を実現するためには、社会の一員としての自覚を持ち、一人一人が公共を重んじ、信頼を大切にすることを育むことが大切です。礼節を重んじ道徳を大切にすることで互いに尊重し合い、受け入れる心を育てる人づくりを目指します。また、家庭を原点として、学校や地域、行政など社会全体が協働して教育の向上に取り組む人づくりを目指します。

**③ スポーツや芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます**

スポーツや芸術は、自分自身の品性を磨くうえで大切なことです。単に成果を競うのではなく、心身ともに健康な人を育てるという視点で、生涯にわたってスポーツや芸術に親しむ人づくりを目指します。

**④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます**

学びは、生涯を通じた課題であり、生きがいでもあります。一人一人が生涯にわたり、いつでもどこでも、自分の夢や志の実現を目指して自己を高めることに努め、個性と能力を伸ばすことができるようにすることが大切です。学ぶことで、社会の一員としての自覚を持ち、心豊かな生活を送ることができます。その学びを社会に還元し貢献できる人づくりを目指します。

### ⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます

自分が住む「ふるさと」への誇りと地球規模の視野に立った考え方をあわせもち、世界の人々がそれぞれの「ふるさと」を誇りに思う気持ちも尊重できるようになることが大切です。海外を含むさまざまな人々との出会いや交流を通じて、世界に通じる教養を身につけ、多様な文化や価値観をもつ人々と理解し合い、共に生きることができる人づくりを目指します。

## 3 重視する考え方

基本理念及び目指す人づくりを実現するために、今後策定・改定する予定の各個別計画やその計画に掲載されるアクションプランなどの施策の実施に当たり、重視する考え方を5つに整理しました。

- 1 地域資源（自然・歴史・文化・スポーツ・人物）を活用する
- 2 読書と実体験を重視する
- 3 礼節を重んじ、道徳を大切にする
- 4 人とのかかわりを広げ、深める
- 5 社会全体（学校・家庭・地域）が協働する



皆で楽しむノルディックウォーキング

#### 4 教育分野に関する個別計画

| 計 画 名                                 | 策 定 年 月 等   |
|---------------------------------------|-------------|
| 緊急課題対応プラン『田原市教育振興基本計画』<br>改革のスイッチをオンに | 平成26年 3月    |
| わたしたちのいじめ防止メッセージ<br>『田原市いじめ防止方針』      | 平成26年 9月    |
| 学校全体配置計画                              | 平成26年12月    |
| 「まち＊ほん」 田原市生涯読書振興計画                   | 平成27年 8月    |
| (改訂版) 田原市生涯学習振興計画                     | 平成28年3月策定予定 |
| 田原市スポーツ推進計画                           | 平成28年3月策定予定 |
| 学校教育振興計画                              | 平成28年度策定予定  |



田原東部小さいずみ号本選び風景

## <参考資料>

### 1 田原市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政を推進するため、田原市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

- 2 会議は、市長が定める日に開催するものとする。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 構成員は、会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、第6条ただし書の規定の場合にあつては、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を政策推進部政策推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

## 2 田原市総合教育会議構成員

(敬称略・策定時)

| 職 名            | 氏 名     |
|----------------|---------|
| 田原市長           | 山 下 政 良 |
| 教育委員会 教育長      | 花 井 隆   |
| 教育委員会 教育長職務代理者 | 横 田 威   |
| 教育委員会 委員       | 金 原 真 人 |
| 教育委員会 委員       | 山 本 明 子 |
| 教育委員会 委員       | 土 井 真紀江 |

## 3 策定の経過

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 平成 22 年 3 月      | 田原市教育振興基本計画の策定                    |
| 平成 26 年 6 月      | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正            |
| 平成 27 年 4 月      | 同法の施行                             |
| 同年 7 月 29 日      | 第 1 回総合教育会議 (策定に向けた協議・意見交換)       |
| 同年 11 月 20 日     | 第 2 回総合教育会議 (教育大綱・教育振興基本計画改定案)    |
| 平成 28 年 2 月 17 日 | 第 3 回総合教育会議 (教育大綱の策定・教育振興基本計画の改定) |

## 4 改定版第 1 次田原市総合計画 (平成 2 5 年 3 月) の施策体系

### <基本構想>

|          |   |
|----------|---|
| まちづくりの理念 | みんなが幸福を実現できるまち  |
| まちづくりの方針 | 方針1 「市民の幸福感」を根幹に据えたまちづくり<br>方針2 多様な主体との連携により成長し続けるまちづくり<br>方針3 参加と協働による持続可能なまちづくり |

### <基本計画>

#### 教育文化分野の施策の大綱

ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち

#### 教育文化分野の主要プラン

子どもの個性をみがく学びの環境づくり  
子どもと地域の交流機会の充実  
身近に文化・芸術・スポーツがある地域づくり  
次の世代への田原市の歴史・文化の継承

#### 健康福祉分野で関係の深い主要プラン

安心して子どもを産み、育てられる環境づくり



職場体験学習



阿南町小学生との交流



〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市政策推進部政策推進課 電話 0531-23-3507

田原市教育委員会教育総務課教育企画室 電話 0531- 27-8604